

FLOWER (フラワー)

～性暴力被害者サポートネットワークかごしま～



目次

- ・ 鹿児島県における性暴力被害者等支援について・・・・・・・・・・ 1
- ・ 各機関の役割について・・・・・・・・・・ 1
- ・ 被害にあわれた方の心情、特徴的な反応など・・・・・・・・・・ 2
- ・ 面談に当たっての配慮・・・・・・・・・・ 2
- ・ 性暴力被害者等支援の流れ・・・・・・・・・・ 3
- ・ 「FLOWER (フラワー)」における被害者支援制度・・・・・・・・・・ 4

❁ 鹿児島県における性暴力被害者等支援について ❁

鹿児島県、鹿児島県警察、(公社)かごしま犯罪被害者支援センター、鹿児島県産婦人科医会が連携・協力し、性暴力被害者等への支援を行っています。

○ 「FLOWER (フラワー)」は

性暴力の被害にあわれた方が安心して相談でき、医療面などのケアを含め必要で途切れない支援が迅速に受けられるよう、鹿児島県、鹿児島県警察、(公社)かごしま犯罪被害者支援センター、鹿児島県産婦人科医会が連携・協力して支援する公的ネットワークです。

電話相談、面接相談のほか、必要に応じて関係機関の紹介、病院等への付き添いなどを行います。警察に被害届を出していなくても相談できます。(※秘密は守られます。)

○ 「性暴力被害者」とは

性犯罪、その他同意のない、対等でないと認められる性行為の強要などにより、性的な身体的被害または精神的被害を受けた方を指します。

性暴力は、性にかかわる、あらゆる暴力行為を指します。

ドメスティック・バイオレンス(DV)、痴漢、ストーカー行為なども含まれます。

❁ 各機関の役割について ❁

鹿児島県

- ① フラワーの相談拠点の設置・運営主体として、連携・協力機関における連絡・調整を実施
- ② 相談窓口として、被害者に対する相談対応、支援施策の案内等

(公社)かごしま犯罪被害者支援センター

- ① フラワーの相談拠点を設置・運営し、被害者に対する相談対応及び被害者支援に関する情報提供を実施
- ② 病院等及び警察署への付き添い、その他被害者を支援するために必要な業務

鹿児島県警察

- ① 被害者支援、証拠採取等が適切に行われるための情報提供
- ② 関係機関からの要請等への対応

鹿児島県産婦人科医会

- ① 協力病院に関する情報提供
- ② 被害申告の促進、被害者支援に係る情報提供
- ③ 関係機関への支援依頼、臨場要請等
- ④ 県警察からの依頼を受け、証拠採取に関する業務

❁ 被害にあわれた方の心情、特徴的な反応など ❁

○ 「特徴的な心情」

- ・ 殺されていたかもしれない、加害者に復讐されるかもしれないという強烈な恐怖
- ・ 加害者への怒り
- ・ 家族や知人にも相談することができず、孤独感が深まる
- ・ 無力感や自尊感情の低下
- ・ 自責の念が強くなる
- ・ 生きていたくないとの思いが生じることがある
- ・ 加害者をかばう言動がみられることがある（ストックホルム症候群）
- ・ 信じられない、現実として受け止められない

○ 「特徴的な反応」

- ・ 頭痛や吐き気、動悸、冷や汗などの反応
- ・ 感覚が麻痺して淡々としている、記憶が一部ない、などの解離症状
- ・ PTSD症状（睡眠困難、過度にビクビクする、集中力がなくなる、被害現場に近づけない、被害に関する会話を避ける、フラッシュバック、悪夢にうなされるなど）

○ 「その他様々な苦渋」

- ・ 心身の不調等による就業困難、欠勤への無理解
- ・ 診察等に伴う経済的負担
- ・ 捜査、裁判に伴う負担
- ・ 心ない中傷 など

❁ 面談に当たっての配慮 ❁

○ 「被害にあわれた方が安心できる環境づくり」

- ・ 被害にあわれた方の心情に添います。
- ・ 他の来訪者と顔を合わせないように配慮しています。
- ・ 話し声が周囲に漏れず、他の人から見通せない場所を選べます。

○ 「検査の手順や処置の内容などの説明はていねいに」

- ・ 被害者は、被害に遭ったことで精神的に混乱していることもあります。感情の波もあります。
- ・ 被害にあわれた方の心情を尊重し、検査、処置の手順や必要性、所要時間について分かりやすい言葉で説明しています。

○ 「被害にあわれた方への尊厳の心」

- ・ 被害にあわれた方の心情を理解に努め、大切にします。
- ・ 被害にあわれた方の自己決定、自己選択を尊重します。

○ 「被害にあわれた方にとっての適切な支援」

- ・ 苦しみや悲しみを受け止め、ていねいであたたかい対応を心がけます。
- ・ 心から安心し、信頼される関係を大切にします。
- ・ 被害にあった方の心情に添って、一人ひとりにあった支援を行います。

被害にあわれた方

「FLOWER(フラワー)」

県産婦人科
医 会

協力病院 協力病院

【性暴力被害者と思われる方が受診した場合】

- ・警察への相談・被害届出の促し
- ・FLOWER(フラワー)の紹介

警察への被害届出を拒否

フラワー相談拠点の紹介

フラワー相談拠点への相談を拒否

産婦人科医療の提供
(緊急避妊処置, 検査等)

警察への被害届出を希望

管轄警察署への通報

フラワー相談拠点への相談を希望

フラワー相談拠点へ連絡

かごしま犯罪被害者
支援センター

フラワー相談拠点
(コーディネーターの配置)

電話相談

☎ 099-239-8787
火~土 10:00~16:00
(祝日, 年末年始を除く。)

被害状況の聞き取り
(要望により面接相談)

警察への被害届出を拒否

関係機関・団体と連携した支援

(相談員が付き添い, 医療費等公費負担)

他機関

警察への被害届出を希望

管轄警察署への通報

県警察

110番通報
事件相談

捜査開始
事情聴取など

- ・医療機関への付添い
- ・医療費等公費負担
- ・証拠採取

❁ 「FLOWER（フラワー）」における被害者支援制度 ❁

電話相談・面接相談

- ・ 電話や来所による相談には、被害にあわれた方の気持ちに寄り添うとともに、専門的知識を持って応じます。
- ・ 一人一人の心情、状況、ニーズを丁寧に把握し、必要な支援を行っている関係機関・団体等につなぎ、支援をコーディネートします。
- ・ 産婦人科医療の専門的支援やカウンセリングを希望される場合は、その都度必要な支援を行います。

付添支援

- ・ 被害にあわれた方等からのご希望に応じて、医療機関等への付添支援を行います。
- ※ 電話相談・面接相談の中で、付添支援について具体的な相談に応じます。

産婦人科医療機関の紹介・医療費等の公費負担

- ・ 急性期の被害者に対して緊急避妊措置、性感染症検査等を提供できる産婦人科医療機関の紹介を行います。警察への相談をためらうことにより、警察の公費負担制度が適用されない被害者に対して、医療機関受診に係る医療費、診断書料、緊急避妊措置費用等の公費負担を行います。

医療費等の公費負担

公費負担に係る具体的な内容について、詳しくは、FLOWER（フラワー）にご相談ください。

- ・ 医療費（初回の処置に係る費用）
- ・ 診断書料
- ・ 緊急避妊措置費用（緊急避妊ピル）
- ・ 検査費用（性感染症検査）
- ・ 人工妊娠中絶費用
- ・ カウンセリング費用

弁護士や臨床心理士、精神科医の紹介

弁護士や臨床心理士、精神科医の紹介を行います。また、臨床心理士によるカウンセリング費用について、一部を公費負担が可能です。

1 相談につき、3 回まで（1 回約90分）

関係機関・団体等の情報提供、相談内容の引継

被害にあわれた方の要望に応じて、女性相談所、児童相談所等の他の専門的支援機関への情報提供を行います。相談者が希望する場合には、関係機関・団体等への相談内容の引継ぎを行います。

一人で悩まずに安心してご相談ください。秘密は厳守いたします。

「FLOWER（フラワー）」専用ダイヤル ☎ 099-239-8787 はなはな